

【様式 1 - 1】

由仁町 長寿命化修繕計画

平成26年 3月

平成29年 12月 改定

平成30年 12月 改定

由仁町 建設水道課

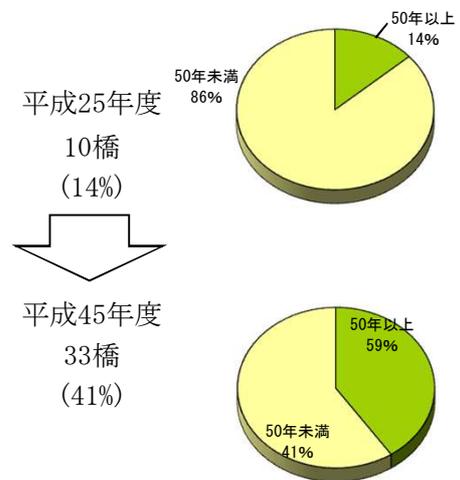
1. 長寿命化修繕計画の目的

1) 背景

本町が管理する橋梁は、平成25年度現在で74橋架設されている。

このうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の14%を占めており、20年後の平成43年には、41%程度に増加する。

これらの高齢化を迎える橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となることが懸念される。



2) 目的

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となる。

コスト縮減のためには、従来の対症療法型から、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型へ転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要がある。

そこで本町では、将来的な財政負担の低減及び道路交通安全性の確保を図るために橋梁長寿命化修繕計画を策定する。

2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

	1 級町道	2 級町道	その他の町道	合 計
全管理橋梁数	23	21	30	74
うち計画の対象橋梁数	23	21	30	74
うちこれまでの計画策定橋梁数	0	0	0	0
うち平成25年度計画策定橋梁数	23	21	30	74

長寿命化修繕計画の対象：

- ・長寿命化修繕計画の対象橋梁は、全橋74橋とする。
- ・修繕計画は、損傷の著しい橋梁及び重要路線である1級町道と2級町道を優先する。

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的方針

定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロール車による走行面の変状について点検を行う。

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

町が管理する橋梁の中で、架設後 30～50年経過した橋梁は全体の約 41%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予想される。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100 年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じて橋梁長寿命化修繕計画を見直す。

5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

1) 補修優先順位の決定

補修優先順位は、維持管理区分及び部材の点検健全度により決定した。

維持管理区分の判定基準

維持管理区分	定義	該当する橋梁条件
A	<予防維持管理> ・劣化が顕在化した後では、対策が困難なもの ・劣化が外へ表れては困るもの ・設計耐用期間が長いもの	・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁 ・緊急輸送路（歩道橋を除く） ・D I D地区（歩道橋を除く） ・橋長100m以上（歩道橋を除く） ・主要な市町村道（歩道橋を除く） ・交通量1000台/12h以上（歩道橋を除く） ・塩害影響地域（歩道橋を除く）
B	<事後維持管理> ・劣化が外に表れてからでも対策が可能なもの ・劣化が表へ表れても機能に影響しないもの	・維持管理区分A以外で橋長15m以上
C	<観察維持管理> ・使用できるだけ使用すればよいもの ・第三者影響度に関する安全性を確保すればよいもの	・維持管理区分A以外で橋長15m未満 ・第三者被害を及ぼす可能性のない歩道橋

部材の点検健全度と維持管理区分から決まる優先順位

点検健全度	維持管理区分		
	A	B	C
5 良	-	-	-
4 	-	-	-
3 	⑥予防保全	⑧予防保全	⑨予防保全
2 	④事後保全	⑤事後保全	⑦事後保全
1 悪	①大規模補修・更新	②大規模補修・更新	③大規模補修・更新

※ ○内の数字が優先順位

2) 管理橋梁一覧表

様式1-2による。

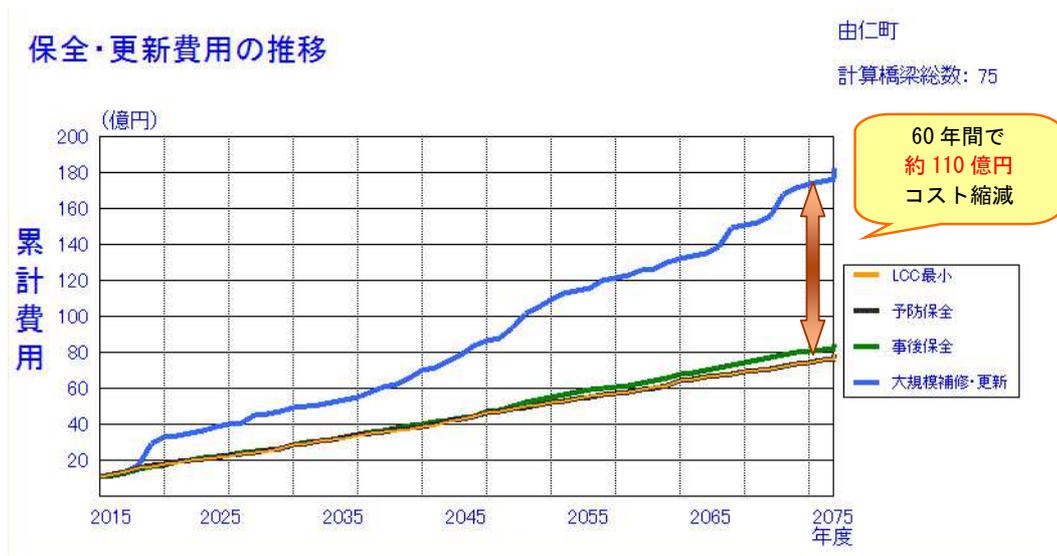
3) 対象橋梁の状態

対象橋梁点検・診断結果は、別紙対象施設一覧とする。

6. 長寿命化修繕計画による効果

長寿命化修繕計画を策定した74橋について、今後60年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が約180億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が約70億円となり、コスト削減効果は110億円となる。

また、損傷に起因する通行制限等が減少し、道路の安全性・信頼性が確保される。



7. 計画策定担当部署及び意見聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

1) 計画策定担当部署

由仁町 建設水道課 Tel : 0123-83-2116

2) 意見を聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

北海学園大学 教授 杉本 博之